

災害時要援護者台帳の更新および登録について

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

南越前町では、災害が起きた時に自力で避難することが難しく、避難するのに特に支援を必要とする方を「要援護者」とし、台帳に登録しています。年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆さまのご協力をお願いします。

登録の対象となる方

以下の①～⑥の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 介護保険で、要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の方
- ③ 療育手帳A1・A2の方
- ④ 自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている方
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし高齢者および65歳以上高齢者のみの世帯

【既に登録されている方】

区長を通じて、「災害時要援護者登録票」を配布しますので、内容を確認し、変更がある方は区長か保健福祉課に提出してください。

【同意調査による新規登録】

登録の対象となる方のうち、

- ・①～③の方は、保健福祉課が郵送で登録の同意調査を行います。
- ・⑥の方は、区長が登録の同意調査を行います。

【手上げ方式による新規登録】

④⑤の方など保健福祉課や区長の同意調査が行われない方のうち、自力で避難することが難しいと感じる方は、保健福祉課までお知らせください。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。

登録票に避難支援者を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず、実際に支援が可能な方の記載をお願いします。

※台帳は、南越前町、区、民生委員、町社会福祉協議会、消防署、警察他避難支援に関わる関係機関で情報を共有し、災害時などに利用します。



地域包括支援センターです

■問合せ 地域包括支援センター Tel 47-8009
 地域包括サブセンター(今庄) ☎ 45-1170
 地域包括サブセンター(河野) ☎ 48-2260

介護に関することなど
 地域包括支援センターに、
 お気軽にご相談ください。



「在宅介護者のひびく」

を開催します

地域包括支援センターでは、介護の疑問に答えたり、介護方法や利用できるサービスなどを講義形式で学んだり、介護者同士が交流することで日頃のストレスを分散し、気持ちをリフレッシュできるよう「在宅介護者のつどい」を開催します。どうぞお気軽にご参加ください。

日時 3月11日(水)

午後1時～午後3時30分頃

場所 河野保健福祉センター2階 和室

内容 ①講義「高齢者のお口のケア」

②介護者のためのリフレッシュ体操

③個別介護相談・座談会

対象者 在宅にて介護されているご家族など

定員 20名 *資料などの準備のため事前にお申し込みください

申込締切

3月5日(木)

申込先 地域包括支援センター



前回(平成26年12月)の様子